

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日とする)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

保安林の指定の解除（造林課）

都市計画事業の認可（三件）（都市計画課）

都市計画法第六十六条による告示（〃）

◇ 公 告 クリーニング師試験の実施（衛生課）

## 告 示

鳥取県告示第七百七十号

八東町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業安部地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改

良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年九月十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所  
 岩美郡福部村大字湯山字高濱二一六四の七九〇（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・七十二号高草公園

三 事業施行期間

平成二年九月十四日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

鳥取市古海地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第七百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・七十三号新南公園

三 事業施行期間

平成二年九月十四日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

鳥取市吉成地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第七百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・七十四号大杓公園

三 事業施行期間

平成二年九月十四日から平成三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

鳥取市大杓地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第七百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年九月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・八号宮下十六本松線及び三・五・六号大工町土居叶線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 鳥取市南吉方一丁目、富安一丁目、富安二丁目及び扇

町地内

公 告

2 使用の部分 なし

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成2年9月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時及び場所

| 区 分  | 日 時                          | 場 所           |
|------|------------------------------|---------------|
| 学科試験 | 平成2年10月16日（火）<br>午前10時から正午まで | 鳥取市南吉方一丁目71-3 |
| 実地試験 | 平成2年10月16日（火）<br>午後1時から      | 鳥取県理容美容高等専修学校 |

2 受験資格を有する者

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定するものとみなされる者を含む。）

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）
- イ 洗濯物の処理に関する技能（染み抜き及びアイロン仕上げ）

4 受験手続き

(1) 提出書類

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 写真（手札形とし、出願前6月以内に正面脱帽で写したもので、なお、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。）
- エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書の提出先

- ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
- イ 鳥取県外に住所を有する者は、鳥取県衛生環境部衛生課（郵便番号880 鳥取市東町一丁目220）

(3) 受験願書の提出期間

平成2年9月25日（火）から同年10月1日（月）まで（郵送の場合は、普通書留とし、平成2年10月1日（月）までの消印があるものは、有効とする。）

5 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 7,000円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

(3) 納付した手数料は、返還しない。

6 試験場に持参するもの

(1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験 テイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ (綿の混入率が35パーセント以上のものに限る。)

7 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課 (電話 0857-26-7186) に照会すること。

(3) 文書によって照会する場合は、62円切手をはった返信用封筒を同封すること。